

令和8年8月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結いホール 令和8年8月21日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(14名)

1	山田(隆)委員	2	大吉委員	3	菅村委員	4	松田委員	5	三島委員
6	東委員	7	山田(定)委員	8		9	野山委員	10	皆吉委員
11	村山委員	12	亘委員	13	今井委員	14	川畑会長		

最適化推進委員

1	沖田委員	2	永山委員	3	田浦委員	4	新里委員	5	久富委員
6	里村委員	7		8	永野委員	9	遠藤委員	10	宮内委員

欠席者：伊村委員、平委員

3. 議事日程

議案第28号	農用地利用計画変更に関する承認について
議案第29号	農地法第3条の規定による許可について
議案第30号	農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用推進計画(案)に対する意見について
議案第31号	農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について
議案第32号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第33号	農地あっせん申出の取下げについて

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書(相続)に関する報告
- (3) 事務局からの報告事項

5. その他

- (1) 次期総会について
 - 日 時：9月18日(金) 午前9時から
 - 場 所：和泊町役場 結いホール(道路側)
 - 議案締切：9月9日(水)
 - 現地確認：9月10日(木) 午後1時30分から
 - 議案発送：9月15日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美
 事務局主査 先山 照子 会計年度 勝男 麗 辻井 理恵(制作者)

○重信局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。本日の委員は12名で定足数に達しておりますため、本日の総会は成立いたします。それでは、ただいまから令和8年8月期和泊町農業委員会定例会を開会いたします。はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

○川畑会長

おはようございます。改選後の初めての総会で、私も全く初めてで緊張していますが、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。先月から昨日までで、実験農場運営委員会、和泊町糖業振興会の役員会、町有財産等審議会、農業次世代人材投資事業新規就農者育成総合対策事業の審査会に出席してきました。今回は色々会議もありまして、勉強になりました。実験農場で、和泊町はトウガラシを推進していたのですが、こちらの方が少し採算合わないということで、トウガラシをやめて、JAと落花生に取り組むと言われておりました。以上です。よろしくお願いします。

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○川畑会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、菅村委員と松田委員、私の3名でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の28号農用地利用計画変更に関する承認について説明をお願いします。

○先山主査

整理番号1番、計画変更は除外。土地の所在が手々知名田水〇〇。畑。173㎡。自作地。申請人が手々知名字の〇〇氏。変更理由が、事業用の建物と来客用の駐車場に設定ということです。権利の種類が、権利の移転。所有者が手々知名字の〇〇氏。土地代は無償。造成費〇〇円。

整理番号2番、計画変更は用途変更。土地の所在が畦布名波武多〇〇。畑。1,965㎡。自作地。申請人が畦布字の〇〇氏。変更理由が、農業用機械と車両置場等に変更ということです。権利の種類が、権利の移転。所有者が畦布字の〇〇氏。土地代は無償。造成費〇〇円。

整理番号3番、計画変更は用途変更。土地の所在が畦布大工棚〇〇。畑。504㎡。他2筆。合計3筆で1,919㎡。申請人が畦布字の有限会社〇〇。変更理由が畜舎と堆肥舎を設置させたいということです。権利の種類が、所有者の〇〇氏から有限会社〇〇へ30年間の使用貸借権の設定。費用は令和7年度畜産基盤再編成総合整備事業を導入しての計画になっております。建築費は〇〇円。県からの申請回答待ちとなっております。以上です。

場所の方はスクリーンをご覧ください。

(スクリーン参照)

整理番号1番の除外。右側に申請人〇〇氏の家があり、既に家を建てています。地図

で見てわかるように、左側の所有者〇〇氏の方に飛び出しています。宅地が未相続地で相続登記のため測量したら、隣接地の畑に一部飛び出している事が判明、今回その部分だけを分筆し除外をしたいとの申し出です。手前に赤の杭があり、その部分が出ているということですね。登記簿上は既に分筆を完了してあり、あとは地目変更のための除外をして、転用を行うという流れになります。申請地の東側の住宅地が外周部となっているため他の農地への悪影響はないものと思われます。

整理番号2番の用途変更。場所はこちらになります。所有者〇〇氏で、申請人〇〇氏の息子が現在、広範囲にサトウキビを作っておりますが、現在借りて資材置き場としていところを所有者の方が返してほしいという申出があり、それで、急遽どうしても置き場がないということで、今回の畦布名波武多〇〇を農業用の資材置き場として設置したいということの申出になります。

整理番号3番の用途変更。場所はこちらになります。3筆ありますが、現況は1筆として現在飼料畑になっております。向かいが所有者〇〇氏の有限会社〇〇の牛舎と倉庫が設置されています。隣接したところに新たに35頭入れる畜舎と堆肥舎を設置したいということの申出です。

以上、農用地利用農用地区域からの除外の基準も要件（農振法第13条第2項）全て満たしていると考えられますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○川畑会長

何か質問はありますでしょうか。

(なしの声)

私から質問です。整理番号2番の農機具機械車両等の置き場ということですが、約2反でとても大きいところが気になります。

○先山主査

少し面積広いのですけれども、ハーベスターの袋置き場、コンテナ、トレーラー、マニアのレッカー、農機具、農業機械、作業機械置き場、トラクター、ハーベスター。という計画出てきております。配置図、平面図と満遍なく設置されるような形で出ております。

○川畑会長

わかりました。今の手持ち機械を全部ここに集合ということですね。計画の方もきちんと上がっているということですね。

○先山主査

計画で本来なら倉庫を作って機械を収納しないといけないということですが、資金の方が少し準備できないということで、後々に倉庫を作っていきたいということでの申請になっております。以上です。

○川畑会長

ありがとうございました。他に質問がなければ採決します。

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第 29 号農地法第 3 条の規定による許可について、農地法第 3 条の規定による許可申請を受理いたしましたので、次のとおり審議をお願いいたします。

○重信局長

申請番号 1 番、無償の所有権移転。畑の所在地が出花ブリ石〇〇。畑。農振農用地。面積 1,797 m²。渡人が出花字の〇〇氏。受人が出花字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は川畑委員です。

申請番号 2 番、無償の所有権移転。畑の所在地が国頭鶴ノ窪〇〇。畑。農振農用地。面積 227 m²。渡人が国頭字の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は新里委員です。

申請番号 3 番、無償の所有権移転。畑の所在地が西原東風平前〇〇。畑。農振地域。面積 273 m²。渡人が兵庫県川西市在住の〇〇氏。受人が和字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は久富委員です。

申請番号 4 番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭芭蕉俣〇〇。畑。農振農用地。面積 1,730 m²。渡人が兵庫県神戸市在住の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。経営規模拡大。農業委員のあっせんによる売買。調査委員は新里委員です。

以上 4 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしく願いいたします。

○川畑会長

それでは申請番号 1 番、私が説明します。

渡人〇〇氏と受人〇〇氏は親子関係で、受人〇〇氏は農業専業です。生前贈与ということで、経営移譲も含めて今は受人〇〇氏が主に経営しております。特に問題ないかと思ひます。

申請番号 2 番、新里委員お願いします。

○新里委員

申請番号 2 番の受人〇〇氏は農業を主としています。この土地は、畑の隅っこに少しボーリングと池を作っておりまして、そこをまだ移転してないものですから。これで生前贈与という形でお願いしますということでしたので、問題ないと思ひます。

○川畑会長

申請番号 3 番、久富委員お願いします。

○久富委員

申請番号 3 番の受人〇〇氏は渡人〇〇氏の姪にあたり、受人〇〇氏の旦那さんが専業農家ということで、畑もしっかり管理できているので問題ないと思ひます。

○川畑会長

申請番号 4 番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 4 番の渡人〇〇氏から令和 6 年 1 月の総会で売りのあっせんが出されていた圃場です。受人〇〇氏は畜産と受精師をしていまして、家族で畜産業を営んでいます。現在、親牛 110 頭、子牛 70 から 80 頭の畜産農家で何ら問題はないかと思ひます。審議の方よろしく願いします。

○川畑会長

それでは全体を通して質問はありますでしょうか。
(なしの声)

ないようですので一緒に採決を行います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第30号、農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○谷山係長

令和8年11月1日開始契約は新規5件、更新3件、変更2件、相対から公社3件、合計13件。

申請番号1番、和当ノ増○○。畑。1,122 m²。他4筆。合計5筆で9,574 m²。和字の○○氏から和字の○○氏へ公社での賃貸借から使用貸借へ変更。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号2番、和大当○○。畑。2,825 m²。和字の○○氏から和字の○○氏へ公社での賃貸借から使用貸借へ変更。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号3番、永嶺宇迫当○○。畑。1,860 m²。他2筆。合計3筆で6,426 m²。兵庫県尼崎市在住の○○氏から仁志字の○○氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。相続未登記で契約者代表は○○氏。

申請番号4番、和泊汐瀬○○。畑。3,105 m²。兵庫県神戸市在住の○○氏から和泊字の○○氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号5番、仁志内窪○○。畑。3,877 m²。仁志字の○○氏から永嶺字の○○氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号6番、国頭前川○○。畑。962 m²。埼玉県春日部在住の○○氏から国頭字の○○氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。

申請番号7番、玉城ホキダ○○。畑。2,670 m²。内城字の○○氏から仁志字の○○氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。

申請番号8番、和泊石上俣○○。畑。1,297 m²。和泊字の○○氏から手々知名字の○○氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号9番、畦布城前○○。畑。949 m²。和泊字の○○氏から畦布字の○○氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和8年11月1日から令和14年10月31日までの6年間です。

申請番号10番、大城長堂○○。畑。1,906 m²。沖縄県南城市在住の○○氏と大城字の○○氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和8年11月1日から令和13年10月31日までの5年間です。

申請番号11番、内城一増田○○。畑。2,752 m²。他1筆、合計2筆で3,216 m²。内城字の○○氏から後蘭字の○○氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和8年11

月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 12 番、古里名前〇〇。畑。2,641 m²。他 3 筆、合計 4 筆で 8,873 m²。古里字の〇〇氏と〇〇氏から古里字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 13 番、出花平俣〇〇。畑。2,547 m²。和泊字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○川畑会長

それでは、議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(永野委員 退席)

新規の説明をお願いします。申請番号 5 番、亘委員をお願いします。

○亘委員

申請番号 2 番の受人〇〇氏はハーベスター事業でサトウキビを多く作られて、ハーベスター 4 台、従業員 4 名、両町にわたり耕作されていて、畑も綺麗に使われていますし、後継者もありますし、問題ないかと思います。審議の方よろしく申し上げます。

○川畑会長

申請番号 5 番に対し、何か質問ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

(永野委員 着席)

次に移ります。議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(村山委員 退席)

申請番号 7 番、事務局をお願いします。

○谷山係長

申請番号 7 番の受人〇〇氏はサトウキビを作られています。今後も規模拡大も向けて頑張っていける農業者です。場所については玉城字なのですが、内城の方も多く借りられている場所です。渡人〇〇氏も内城の方です。よろしくお願いいたします。

○川畑会長

申請番号 7 番に対し、何か質問ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

(村山委員 着席)

次に移ります。議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(宮内委員 退席)

申請番号 11 番、亘委員をお願いします。

○亘委員

申請番号 11 番は、相対契約から公社への契約での更新です。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○川畑委員

申請番号 11 番に対し、何か質問ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

(宮内委員 着席)

次に移ります。申請番号 9 番、三島委員をお願いします。

○三島委員

申請番号 9 番の受人〇〇氏は基本構想水準到達者ということで、町のご支援も大丈夫というような言葉でも認定されていますので、営農的には今後問題ない方だと思います。また、お子さん、娘さん、子供が全員島にいますので、今後の営農状態に関しても何ら心配ないと考えております。以上です。

○川畑会長

申請番号 10 番、野山委員をお願いします。

○野山委員

申請番号 10 番の受人〇〇氏をご存知のように認定農業者であります。渡人〇〇氏ですが、今現在最終の返事をいただいてないものですから、保留の状態になっています。

○事務局勝男

今連絡して確認取っている最中なので、公社に契約書を発送するぐらいまででお返事が来なかった場合は、取下げになります。以上です。

○川畑会長

契約は11月から始まるので余裕はあるけれど、とりあえずあの載せておかないと11月からの時にうまくいかないということで、一度取下げもありえるという形なのですね。皆さんそれで分かりましたか。

(はいの声)

申請番号12番、里村委員お願いします。

○里村委員

申請番号12番の渡人〇〇氏と〇〇氏は夫婦で奥さんが少し体を壊して入院を始めた頃から、旦那さんがキビをやるようになったのですが、今回のうち3筆は基盤整備もされてないし、畑かんもないので、ホースを引くのが少し大変だということで、その近くにある畑も含め、全て受人〇〇氏に貸すということになりました。受人〇〇氏は渡人〇〇氏と近い親族であり、渡人〇〇氏の農作業も手伝うこともあるので、実質後継者みたいなもので、あと何筆かは来年再来年と順次貸すこともあると思います。これは問題ないと思います。お願いします。

○川畑会長

新規の分は以上ですね。まとめて採決を行いたいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次にいきます。

議案の第31号、農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第4の(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の追加の申出があったので別紙のとおり追加について審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

あっせん譲受け候補者名簿の追加についてです。後ほど提示いたしますが、畑を借りたいとの申出がございましたが認定農業者でないため、名簿に追加しないとあっせんできません。つきましては、今回の追加について皆様に審議していただく形で議案を提出しております。それでは説明いたします。名簿登録番号は11-34です。登録人は根折字の〇〇氏、サトウキビと畜産を経営しております。年齢は52歳です。以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

○川畑会長

根折字の方ですが、山田(定)委員何か補足ありましたらお願いします。

○山田(定)委員

登録人の〇〇氏は畜産農家で、来年ぐらいに息子さんが帰ってくる予定で、トラクターも入れて頑張っています。何ら問題ないと思います。

○川畑会長

それではあっせん譲受け人名簿に追加に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次にいきます。

議案の第 32 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

借りたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番、土地の所在、和泊字、和字、上手々知名字、手々知名字。2,000 から 4,000 ㎡。申出者が和泊字の〇〇氏。認定新規就農者。希望価格は相場。現在ローズを作付けしております。

整理番号 2 番、土地の所在、内城小校区。10,000 ㎡。申出者が後蘭字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場。サトウキビを作付けしたいということです。

整理番号 3 番、土地の所在、根折字。2,000 ㎡。申出者が根折字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場。バレイショを作付けしたいということです。

整理番号 4 番、土地の所在、根折字。2,000 ㎡。申出者が根折字の〇〇氏。非担い手。希望価格は相場。サトウキビを作付けしたいということです。

整理番号 5 番、土地の所在、根折字。2,000 ㎡。申出者が根折字の〇〇氏。基本構想到達者。希望価格は相場。サトウキビとバレイショを作付けしたいということです。

整理番号 6 番、土地の所在、根折字。2,000 ㎡。申出者が根折字の〇〇氏。非担い手。希望価格は相場。サトウキビとバレイショを作付けしたいということです。

整理番号 7 番、土地の所在、根折字。2,000 ㎡。申出者が根折字の〇〇氏。非担い手。希望価格は相場。ローズを作付けしたいということです。

整理番号 8 番、土地の所在、町内。30,000 ㎡。申出者が永嶺字の〇〇氏。広域認定農業者。希望価格は〇〇円から〇〇円。サトウキビとバレイショを作付けしたいということです。以上で借りの説明を終わります。

○川畑会長

整理番号 1 番、あっせん委員は和泊字、和字、上手々知名字、手々知名字の 4 名。あっせん価格は、畑が決まった時点での相場でいきたいと思います。

整理番号 2 番、あっせん委員は内城小校区ということで、内城字、後蘭字、仁志字、谷山字、永嶺字、瀬名字の 6 名。あっせん価格は、畑が決まった時点での相場でいきたいと思います。

整理番号 3 番から 7 番の 5 名は根折字ですので、あっせん価格はどうか、山田(定)委員をお願いします。

○山田(定)委員

根折字は〇〇円です。

○川畑会長

畑かん有も同じぐらいですか。

○山田(定)委員

同じです。

○川畑会長

根折字は 10 a あたり〇〇円ということでお願いします。あっせん委員は根折字と畦布字の 2 名でお願いします。

次に移ります。議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(永野委員 退席)

整理番号 8 番、町内ですので、あっせん委員は全員で、あっせん価格は希望価格が〇〇円から〇〇円ですが、畑が決まった時点で対応していきたいと思います。

(永野委員 着席)

次、貸しのあっせんの説明をお願いします。

○先山主査

貸したいのあっせん申出です。

整理番号 1 番、喜美留塩道〇〇。畑。1,075 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 3,780 m²。申出者が喜美留字の〇〇氏。希望価格は相場です。

整理番号 2 番、和泊石上俣〇〇。畑。4,033 m²。申出者が兵庫県尼崎市在住の〇〇氏。希望価格は相場です。以上で貸したいの説明を終わります。

○川畑会長

整理番号 1 番、喜美留字の相場はどれくらいになりますか。

○久富委員

〇〇円です。畑かん有も同じです。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円をお願いします。所有者より現状すぐに耕作できるようになっているとの事で、契約開始は先になりますが、耕作者が決まったら使ってもらって構わないと許可を頂いております。

整理番号 2 番、あっせん価格はどうですか。

○田浦委員

畑かんも基盤整備もない畑で、〇〇円以下だとは思いますが、前の耕作者の方に確認してからにしたいと思います。現状はローズが入っています。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円以下ということで田浦委員確認をお願いします。

次、買いのあっせんの説明をお願いします。

○先山主査

買いたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番、町内。畑。30,000 m²。申出者が永嶺字の〇〇氏。希望価格は相場です。

整理番号 2 番、皆川前原〇〇。畑。1,100 m²。農用地区域内。他 10 筆。合計 11 筆で 17,424 m²。申出者が和泊字の有限会社〇〇。希望価格は〇〇円から〇〇円。

以上で説明を終わります。

○川畑会長

整理番号 1 番、議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(永野委員 退席)

整理番号1番は町内ですので、あっせん委員は全員でお願いします。価格は畑が決まってからの対応をお願いします。

(永野委員 着席)

整理番号2番、皆川のあっせん価格はどうでしょうか。

○皆吉委員

畑かん有で〇〇円、畑かん無で〇〇円と考えています。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は皆川字と古里字でお願いします。

次、売りのあっせんの説明をお願いします。

○先山主査

売りたいのあっせん申出です。

整理番号1番、出花曲窪〇〇。畑。1,784 m²。農用地区域内。基盤整備無。畑かん無。申出者が和泊字の〇〇氏。希望価格は〇〇円から〇〇円です。

整理番号2番、国頭鶴ノ窪〇〇。畑。1,628 m²。農用地区域内。基盤整備済。畑かん有。申出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は相場です。

整理番号3番、国頭字宗〇〇。畑。1,511 m²。農用地区域内。基盤整備済。畑かん有。申出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は相場です。現在公社契約有。

整理番号4番、皆川平増〇〇。畑。270 m²。他14筆。合計15筆16,793 m²。農用地区域内。基盤整備済が内9筆。畑かん有が内5筆。現在公社契約有。

以上で説明を終わります。

○川畑会長

整理番号1番、希望価格が〇〇円から〇〇円ですが、条件的に悪くない畑で、周りの価格が〇〇円からになっていますので、あっせん価格は〇〇円から、あっせん委員は出花字と西原字でお願いします。

整理番号2番、新里委員をお願いします。

○新里委員

整理番号2番の畑は隣の畑を通っていかないと入れない畑で、海も近いこともあり、〇〇円から〇〇円をお願いします。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は国頭字の3名でお願いします。

整理番号3番、今井委員をお願いします。

○今井委員

整理番号3番の畑は、県道沿いの畑で、畑かん有です。あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は国頭字の3名でお願いします。

整理番号 4 番、皆吉委員お願いします。

○皆吉委員

整理番号 4 番の所有者は島外の方で、親族の友人である現耕作者に全筆貸しています。引き続き賃貸借契約は継続のままです。あっせん価格は畑かん有が〇〇円。畑かん無が〇〇円をお願いします。

○川畑会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は皆川字と古里字をお願いします。次にいきます。

議案の 33 号、農地のあっせん申出の取下げについて。あっせん申出をした農用地について、取下げ申請がありましたので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

整理番号 1 番、大城前田〇〇。畑。297 m²。申出者が沖縄県南城市在住の〇〇氏。希望価格が〇〇円。令和 8 年 7 月 19 日の総会で審議されましたが、希望価格とあっせん価格がかけ離れているため取り下げたいとの申出でございました。以上です。

○川畑会長

これは取下げでございますので、認めたいと思います。

議事は以上ですのでこれで終わります。あとの合意解約に関する報告と、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出相続に関する報告と、事務局からの報告事項は皆さんあとでお目通しの方をお願いしたいと思います。

次期総会は 9 月 18 日の金曜日午前 9 時から、和泊町役場結いホールここで行いますのでお願いします。議案の締め切りが 9 月 9 日、現地確認が 9 月 10 日で、議案の発案が 9 月 15 日になっております。9 月は大型連休があり、その前になっていきますので、皆さん気をつけてください。以上です。

令和 8 年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .